役員及び評議員等に対する報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第　１　条　この規程は、社会福祉法人 泰幸会（以下「当法人」） の定款第８条及び第２１条の規程に基づき、理事、監事、評議員等の支給の基準について定めることを目的とする。

（定義等）

第　２　条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 役員とは、理事及び監事をいう。

（２） 評議員等とは、評議員及び選任・解任委員をいう。

（３） 報酬とは、職務遂行の対価として受ける費用を指し、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。

（４） 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む）交通費及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第　３　条　理事・監事及び評議員等が、理事会、評議員会等に出席した場合の報酬は無報酬とする。ただし業務遂行の対価として、この法人の会議に出席した際は、１回当たり　５，０００円を費用弁償（交通費）を支給する。

２　当法人が運営する施設の職員については無報酬とする。

（費用）

第　４　条　当法人の役員及び評議員等が業務により出張した場合は、当法人が運営する保育園の旅費規程に基づいて算出した旅費を支給する。

（改正）

第　５　条　この規程の改正は、理事会及び評議員の議決を得てから改正する。

附　　則

この規程は、第１回定時評議員会の決議により施行する。